

柏原市ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏原市がインターネット上に公開している柏原市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）へ広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ウェブサイトに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第14条第1項各号に掲げるもの
- (2) 柏原市広告掲載基準に適合しないもの
- (3) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (4) 社員等の求人広告またはこれに類するもの
- (5) 市に入札参加資格審査申請を提出しているもの（物品を除く）
- (6) 柏原市及び市ウェブサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (7) その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所は、市ウェブサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定する。

- 2 広告の掲載可能枠数は、10枠とする。ただし、市長の判断により増やす場合がある。
- 3 市長は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合で、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告掲載場所を設置することができる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横170ピクセル
 - (2) 形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
 - (3) データサイズ 20キロバイト 以内
- 2 バナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、市ウェブサイトへの広告募集に係る契約（以下「広告委託契約」という。）を市と締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 市ウェブサイトへの広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、広告取扱業者に申し込まなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあったときは第2条の規定に照らし確認した上で、当該広告の掲載について市長に協議しなければならない。

3 広告取扱業者は、前項の規定に基づく協議を申し出ようとするときは、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により広告原稿を提出しなければならない。

(広告原稿作成に係る費用負担)

第7条 広告原稿の作成に要する費用は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第6条第2項の規定に基づく協議の申出があったときは、広告主及び広告原稿の内容について確認した上で、掲載の可否を決定し、広告取扱業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく決定をするに当たり、広告の内容等が第2条に規定する範囲に該当すると認めるときは、広告取扱業者に対し、広告の内容等について修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告取扱業者への手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主ウェブサイトが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。

(2) 広告主ウェブサイトの内容が、広告掲載申請時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。

(3) その他、広告取扱業者または広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると市長が判断したとき。

2 前項による広告掲載の取消しにより生じた広告取扱業者の損害については、市は一切責任を負わないものとする。

(広告の掲載期間等)

第10条 広告の掲載期間は月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前に掲載をはじめ、掲載終了日の午後をもって終了する。
- 3 各月の掲載開始日及び掲載終了日は、別に定める。
- 4 広告掲載期間中、市の都合により、市ウェブサイトが24時間以上連続して閉鎖した場合は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。
- 5 市長は、公職選挙法等に基づく公示（告示）期間中は広告掲載を中止することができる。

（広告掲載料）

第11条 広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料は、広告取扱業者が定める。

（広告取扱業者の責務）

- 第12条 広告取扱業者は、広告の内容等がこの要領に違反することのないよう注意する義務を負う。
- 2 広告取扱業者は、広告委託契約の履行に関して第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告主の責務）

- 第13条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長と広告取扱業者が協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。